



国海安第53号の2  
平成20年6月27日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 様

国土交通省海事局安全基準課長  
安藤



船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。  
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 小型船舶安全規則（昭和49年 運輸省令 第36号）
- ・ 航海用具の基準を定める告示（平成14年 国土交通省告示 第512号）

# 船舶検査心得の一部改正について

平成 20 年 6 月  
海事局安全基準課

## 1. 背景

SOLAS 条約附属書第 V 章では、総トン数 150 トン未満の船舶に対して航海用レーダー反射器の搭載が規定されている。ただし、この規定の適用は主管庁判断となっており、かつ実施可能な場合に限られている。

これを受け、現在、船舶設備規程及び小型船舶安全規則によって、総トン数 50 トン未満の夜間航行を行う船舶（鋼又はアルミ製船体の場合は 20 トン未満）に対して、 $0.3 \text{ m}^2$ 以上の有効反射断面積を有する航海用レーダー反射器の搭載を義務づけている。

一方、IMO 第 78 回海上安全委員会（MSC78：平成 16 年 5 月）において、航海用レーダー反射器の性能基準について有効反射断面積を  $7.5 \text{ m}^2$ に拡大する改正が採択され、平成 17 年 7 月に発効した。

IMO における航海用レーダー反射器の性能基準改正を踏まえ、（独）海上技術安全研究所に委託して「小型船舶の衝突防止に係る航海用具の調査」を行い、レーダー有効反射断面積の違いによる衝突防止効果について検討した。調査においては、レーダー有効反射断面積を  $0.3 \text{ m}^2$ 、 $2.5 \text{ m}^2$ 及び  $7.5 \text{ m}^2$ の 3 種類として比較を行い、 $2.5 \text{ m}^2$ とすれば十分な衝突防止効果が見込まれることが確認された。

この結果を受け、有効な衝突防止効果を確保するため、船舶検査心得について所要の改正を行う。

なお、本改正は IMO 総会決議（A.384(X））の技術基準に基づくものであるが、レーダー反射有効角度その他、付随する性能要件については、現行の国内基準を維持することとする。

## 2. 改正の内容

小型船舶安全規則及び航海用具の基準を定める告示の心得で規定しているレーダー有効反射断面積については、これまで  $0.3 \text{ m}^2$ 以上としてきたところであるが、（独）海上技術安全研究所による調査の結果を踏まえ、 $2.5 \text{ m}^2$ 以上とする。

## 3. 施行日及び経過措置

本改正は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。ただし、基準の改正に際し十分な準備期間を確保するため、平成 21 年 7 月 1 日以降に建造、又は建造に着手された船舶に対して適用する。平成 21 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の船舶検査心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとする。

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>9-1 小型船舶安全規則 第9章 航海用具</p> <p>(航海用レーダー反射器)</p> <p>84-3.0 (a) 「効果的な航海用レーダー反射器」とは、<u>周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないものとし、その設置方法は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 方法</p> <p>航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。</p> <p>(2) 位置</p> <p>航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければならない。</p> <p>(3) 取り付け高さ</p> <p>航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に装備しなければならない。</p>	<p>9-1 小型船舶安全規則 第9章 航海用具</p> <p>(航海用レーダー反射器)</p> <p>84-3.0 (a) 「効果的なレーダー反射器」とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3㎡以上のものとし、その設置方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 方法</p> <p>航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。</p> <p>(2) 位置</p> <p>航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければならない。</p> <p>(3) 取り付け高さ</p> <p>航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に装備しなければならない。</p>	<p>航海用具の基準を定める告示の心得の記述と統一</p>

<p>(b) 「差し支えないと認めるもの」とは、湖川のみを航行するもの、総トン数20トン以上の小型船舶であって船質が鋼製及びアルミ製のもの並びに総トン数50トン以上の小型船舶とする。</p> <p>(c) 航海用レーダー反射器と同等と認められるものについては資料を添えて海事局検査測定課長まで伺出ること。</p>	<p>(b) 「差し支えないと認めるもの」とは、湖川のみを航行するものとする。</p> <p>(c) 航海用レーダー反射器と同等と認められるものについては資料を添えて海事局検査測定課長まで伺出ること。</p>
<p><u>心得附則 (平成20年6月27日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>(a) この改正は、平成20年7月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>(b) 平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の84-3.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p>	
<p>第2章 航海用具</p>	<p>第2章 航海用具</p>	
<p>第7節 航海用レーダー等</p>	<p>第7節 航海用レーダー等</p>	
<p>(航海用レーダー反射器)</p>	<p>(航海用レーダー反射器)</p>	
<p>12.0 航海用レーダー反射器:Radar Reflector</p>	<p>12.0 航海用レーダー反射器:Radar Reflector</p>	
<p>(a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。</p>	<p>(a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3㎡以上で、かつ、レーダー断面積が0.3㎡未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。</p>	
<p><u>心得附則 (平成20年6月27日)</u> <u>(施行期日)</u></p>		
<p><u>(a) この改正は、平成20年7月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p>		
<p><u>(b) 平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の12.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>		